

## (2)開放検査の実施

開放検査の実施に当たっては、綿密な調査を行った後、事前に関係官庁に対する届出を行い、施工業者（検査事業者）との十分な打合せに基づき施工すること。

開放検査の実施要領は「ポンプ及びコンプレッサとその附属機構等の検査要領（参考資料）」のとおりとする。

## 5. 4 開放検査基準

## (1)適用基準・規格

適用基準規格は表5-3による。

表5-3 適用基準・規格

検査項目	検査方法	技術基準・規格	判定基準
1. ポンプ 1. 1 外観検査 1. 2 分解点検 1. 3 非破壊試験 1. 4 気密試験 1. 5 その他部品等の検査	・ 図面 ・ 目視 ・ 肉厚測定 ・ 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験 ・ 気密漏えい	・ J L P A 501 LPガスプラント検査基準 ・ J L P A LPガスプラント検査技術者必携 (第1分冊：J L P A 501 LPガスプラント検査基準の詳解) ・ J L P A LPガスプラント検査技術者必携(第5分冊：ポンプ・コンプレッサの構造・各部の機能と保安全管理)	・ 開放検査結果の評価要領(表5-6)に準ずる。
2. 圧縮機 2. 1 外観検査 2. 2 分解点検 2. 3 非破壊試験 2. 4 気密試験 2. 5 その他部品等の検査			

※ J L P A 基準：(社)日本エルピーガスプラント協会安全基準

## (2)開放検査項目及び判定の基準

開放検査項目及び合格の判定基準は表5-4による。

表5-4 検査項目及び合格判定基準

検査項目	実施区分	合格の判定基準
1) 腐食状況の検査	◎	腐食、摩耗等がないこと
2) 肉厚検査	◎	規定の肉厚以上あること
3) 加工状況の検査	◎	割れ、キズ等がないこと
4) 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験	◎	欠陥が認められないこと
5) 気密試験	◎	気密性能を有すること

◎印は、法的に要求されている事項又は保安上必ず実施しなければならない検査項目を示す。